

『令和2年「チャレンジアンダー2,000 みえ」推進運動』実施要綱

令和元年12月27日

1 労働災害防止の意義

労働災害は本来あってはならないものであり、労働災害の発生は労働生産性を阻害し、健全な企業経営を損なうものである。一方、安全・安心な快適な職場は、労働者の士気の向上と職場環境の改善等とが相まって労働生産性を向上させ、企業が行う働き方改革を推進することにつながる。

経営首脳者は労働災害防止を経営事項として捉え、強いリーダーシップのもと、適切な安全衛生管理計画に基づく自律的な安全衛生活動を実施することが期待される。

2 趣旨

県内の労働災害発生状況をみると、1980年（昭和55年）の休業4日以上死傷者数7,762人をピークに事業者、事業者団体、災害防止団体等の労働災害防止に対する不断の努力により、およそ4年から5年ごとに1,000人ずつ着実に減少し、2000年（平成12年）には3,000人を下回る事となった。

ところが、その後、減少傾向に鈍化が認められ、平成30年まで実に20年間2,000人を下回ることができずにいる。三重労働局が策定した「第13次労働災害防止計画（平成30年度～令和4年度）」では、計画期間中のできるだけ早い時期に「アンダー2,000」を達成することを目標としたところであるものの、平成29年から労働災害は増加に転じ、平成30年には死傷者数2,230人、令和元年11月末日現在では1,854人と昨年同時期と比べて2.1%増となり、このままいけば死傷者数は2,200人を超えて3年連続の増加となることが推計され、「アンダー2,000」の達成は極めて困難な状況となっている。

このため、労働災害の増加に歯止めをかけ、令和2年中に死傷者数2,000人未満を達成するため、今般『令和2年「チャレンジアンダー2,000 みえ」推進運動』（以下「アンダー2,000 みえ推進運動」という。）の名称のもと、安全衛生推進運動を県内に広く展開する。

3 実施期間

令和2年1月1日～12月31日

4 主催

三重労働局・各労働基準監督署

5 「アンダー2,000 みえ推進運動」のポイント

(1) 重点対象

① 重点災害

死傷者数が多い又は令和元年に増加傾向にある次に掲げる労働災害の防止対策の推進（ア・イは特別重点とする）

ア 転倒災害

イ 墜落・転落災害

ウ 機械災害（「はさまれ・巻き込まれ」及び「切れ・こすれ」災害）

エ 腰痛災害

オ 交通労働災害

② 重点業種

ア 製造業：転倒災害多発（主に食料品製造業）、高齢者災害多発

イ 建設業：墜落・転落災害多発

- ウ 道路貨物運送業：墜落・転落災害多発
- エ 第三次産業：転倒災害多発（主に小売業、社会福祉施設）
高齢者災害多発（主に小売業）

（2）重点取組事項

- ① 年間安全衛生管理計画の策定と確実な実施
- ② 「STOP！転倒災害プロジェクト」、「墜落災害防止強調月間」に係る周知活動の取組
- ③ 見える安全活動（見える化）の推進
視覚的に捉えられない職場の中の危険性・有害性を可視化（見える化）し、活用することによる効果的な安全活動の推進を図る
- ④ 高年齢労働者安全衛生対策の充実
転倒災害、墜落・転落災害、骨折、関節障害の発生頻度の高い高齢者に対する対策を充実させる。
- ⑤ 小売業、社会福祉施設等に対する「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の周知・展開
- ⑥ 各災害防止団体における取組の充実
建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会各三重県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会四日市支部及び三重労働基準協会連合会における「アンダー2,000 みえ推進運動」と銘打った大会、講習会、パトロール等の取組（以下「冠イベント」という。）の実施

6 三重労働局の実施事項

- （1）下記 11 に掲げる労働災害防止団体等の協力団体に対する要請
- （2）上記団体以外の事業者団体等への周知・啓発
- （3）労働災害防止団体等で構成する『令和2年「チャレンジアンダー2,000 みえ」推進会議』の開催
- （4）安全管理者等企業の実務担当者を参集した『令和2年「チャレンジアンダー2,000 みえ」推進大会』（以下「アンダー2,000 みえ推進大会」という。）の開催
- （5）令和2年(度)年間安全衛生管理計画を策定・実施する等、一定の基準を満たした事業場を対象に123日間（8月1日～12月1日）無災害にトライする『「チャレンジアンダー2,000 みえ」無災害^{ワン・フー・スリー}1・2・3 トライアル』（以下「無災害トライアル」という。）の実施
- （6）「アンダー2,000 みえ推進運動」の実施期間中、労働災害防止に係る重点・テーマを毎月設定（別添「月別テーマ」参照）
- （7）三重労働局ホームページに「アンダー2,000 みえ推進運動」に係る特設ページを掲載
- （8）「アンダー2,000 みえ推進運動」に係る周知・啓発用のチラシ、ロゴマーク等の作製と配布
- （9）「(仮称) 三重中央安全衛生協議会」を設立し、各地区で開催している安全衛生協議会の連携を図る
- （10）その他、効果的な取組・広報の実施

7 労働基準監督署（以下「署」という。）の実施事項

- （1）労働災害防止団体の各分会、地区労働基準協会への要請、主要事業者団体、業種団体等に対する要請または周知・啓発
- （2）会議・会合・安全パトロール等あらゆる機会を活用した事業場に対する周知・啓発
- （3）「STOP！転倒災害プロジェクト」、「墜落災害防止強調月間」に係る周知活動の取組
- （4）小売業、社会福祉施設等に対する「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の周知・展開

- (5) 署独自の「アンダー2,000 みえ推進運動」に係る行政施策の実施
- (6) 「令和2年(度)年間安全衛生管理計画」の配布と提出督励
- (7) その他、マスコミ、各種団体の広報誌等を活用した効果的な広報の実施

8 労働災害防止団体の実施事項

- (1) 「アンダー2,000 みえ推進会議」への参加
- (2) 会員に対する「アンダー2,000 みえ推進運動」の周知・啓発
- (3) 会員に対する「アンダー2,000 みえ推進大会」への参加勧奨
- (4) 会員に対する「無災害トライアル」への参加勧奨
- (5) 独自の労働災害に係る目標設定と「アンダー2,000 みえ推進運動」に係る研修会・講演会等の開催など、計画的な安全衛生活動の実施
- (6) 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会各三重県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会四日市支部にあつては「アンダー2,000 みえ推進運動」冠イベント等の取組み
- (7) 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会それぞれの三重県支部については、「令和2年(度)年間安全衛生管理計画」の配布と提出勧奨

9 上記8以外の事業者団体等の実施事項

- (1) 「アンダー2,000 みえ推進運動」の周知・啓発
- (2) 会員に対する「アンダー2,000 みえ推進大会」への参加勧奨
- (3) 会員に対する「無災害トライアル」への参加勧奨
- (4) 連合会にあつては、「アンダー2,000 みえ推進運動」冠イベントの取組み、以外の団体にあつては、同冠イベント開催の追求

10 事業者の実施事項

- (1) 「令和2年(度)年間安全衛生管理計画」の策定と確実な実施
- (2) 「アンダー2,000 みえ推進大会」への参加
- (3) 「無災害トライアル」への参加
- (4) 署が実施する「アンダー2,000 みえ推進運動」に係る行政施策への参加
- (5) 協力団体が実施する冠イベント等への参加
- (6) 別添「アンダー2,000 みえ推進運動」月別テーマに基づいた取組の推進
- (7) ロゴマークを活用する等により、労働災害防止に係る目標の徹底と職場における安全衛生意識の高揚

11 協力団体

- ・建設業労働災害防止協会 三重県支部
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会 三重県支部
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会 三重県支部
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会 四日市支部
- ・(一社) 三重労働基準協会連合会
- ・(一社) 日本ボイラ協会 三重支部
- ・(一社) 日本クレーン協会 三重支部
- ・(公社) 建設荷役車両安全技術協会 三重県支部
- ・(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 三重支部
- ・(独行) 労働者健康安全機構 三重産業保健総合支援センター
- ・三重県 RST トレーナー会
- ・桑名・四日市・津・松阪・伊勢・伊賀・熊野尾鷲 労働基準協会